

平成24年8月31日（金）の閣議における発言概要

○川端総務大臣

地方公務員制度改革の検討状況について報告いたします。

地方公務員制度改革については、一般職の地方公務員に協約締結権を付与すること等を内容とする「地方公務員制度改革について（素案）」を取りまとめ公表し、関係者から様々な意見を頂いておりますが、残念ながら全国知事会をはじめとする地方三団体の理解を得られてはいないところです。

総務省としては、法案の早期提出を図るため、今般の改革について地方三団体の理解を深めつつ、最終的な法案の整理を進める取組を強めていく所存です。関係閣僚の皆様の御協力をお願いいたします。

○藤村官房長官

ただ今、総務大臣から発言がありましたように、地方公務員制度改革の法案については、その早期提出を図るべく、政府として取組を強めていく必要がありますので、各閣僚におかれては、この共通認識の下、御協力をいただくよう、お願いいたします。

川端総務大臣閣議後記者会見の概要（平成24年8月31日（金））

（冒頭発言）

2点目は、今日の閣議におきまして、いわゆる地方公務員制度改革について、現在の検討状況と今後の方針について発言をいたしました。公務員の労働基本権に関しては、国家公務員については御案内のとおり、関連四法案、提出をされていますし、今、もう本会議趣旨説明は終わっております。近々には、審議に入るのではないかとようになっておりますけれども、同じ公務に携わる地方公務員についても、国家公務員と同じように、こういうふうなものに準じた公務員改革を進めることが急務であるというふうに考えております。これまでも、総務省において、地方公務員制度改革について、地方公共団体の関係の労使の方々から御意見を伺うことも含め、検討を進めてまいりましたけれども、残念ながら、依然として地方三団体の理解が十分には得られていないというのが現状でございます。今後、関係者の御理解を深める取組をしっかりと進める中で、最終的な法案の成案を得る努力を進めて、臨時国会への法案の提出を目指して全力で取り組んでまいりたいというふうに思っている旨、発言をいたしました。

（質疑応答）

○問

共同通信の高橋です。公務員制度改革についてなのですが、まず、地方公務員の方は、今国会の法案提出ということ言い出されたと思うのですが、今国会は断念という、その受け止めとですね、あと、地方の三団体の理解を得ていくということですが、その手法ですよね、臨時国会に向けた手法、どういうふうに理解を得ていくのかという、やり方ですね。

○答

事実上この国会では、地方の労働権の問題ですから、やはり地方の側という部分の一定の理解、労使関係の元になりますから、ということでは、残念ながら、いろいろな意見書も含めてですね、今は御賛同に至っていないというのが現状でありますから、今のところその部分では、この国会は難しいという判断をしたのですけれども、いろいろ私も、それから、各政務も含め、あるいは事務方を含めていろいろ意見交換をしている中でですね、やはり、労働組合、労働運動というものに対する認識の中で、若干の誤解もあるのではないかと。あるいは国際的には位置付け、ILOのことを含めて、勧告もいろいろ出ているということも含めて、やはり共通の基礎認識の中に議論をしないと、そこがこずれるとですね、全然違うところの話になっているというのを若干感じるの、そういう有識者の皆さんのお力もお借りしながら、地方の行政における、公務員における労働基本権というものが、世界的、あるいは世の中の的にどういふものであるのか、長所も短所もですね、ということの交通整理をした議論を、ちょっとひもといた方がいいのではないかと気がしています。

同じ労働運動でも、終戦直後のですね、ある種の、非常に先鋭的対立の労使関係というのも歴史的にはありましたし、今はそういうものが、世界的にもそういうものが薄れてきているということもあるとか、いろいろな経過もありますから、一口に労働運動というものに対して、ところが、この方にとっての受け止めはまたいろいろですから、そこら辺をちょっと、共通認識に、一度整理をしたいなと思っています。やり方は、ちょっと工夫しています、今。